千葉市環境教育等基本方針の概要（案）

追加資料2-1

第１章　基本方針の基本的事項

1　基本方針の改定にあたって

・国内外における環境教育を取り巻く状況に大きな変化が生じており、これらの変化に対応し、更に効果的な環境教育を推進するため、新たに策定する。

・**家庭、学校等（学校、幼稚園、認定こども園・保育所等）、社会（地域、NPO等、事業者）**におけるそれぞれの役割の方向性を示すとともに、市が実施する施策を定める。

2　基本方針の位置付け

・**法に基づく行動計画として位置付ける。**

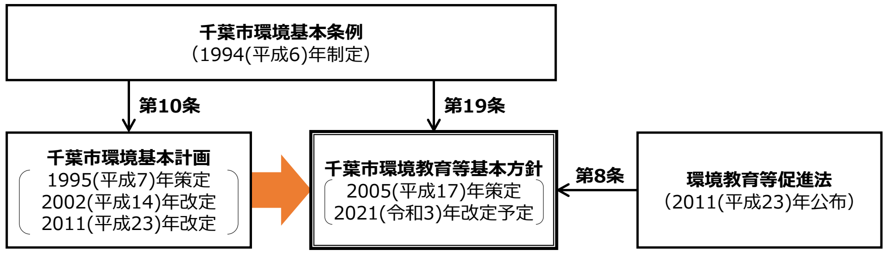

3　計画期間

計画期間は**2021(令和3)年度から、2032(令和14)年度までの12年間**とする。

3　計画期間

計画~~開始年度~~期間は**2021(令和3)年度**~~とし、計画期間については、~~**~~次期環境基本計画との整合性を図りながら推進~~**~~していく~~**から、2032(令和14)年度までの12年間**とする。

第２章　改定の背景

1

・学習指導要領

2　これまでの千葉市の環境教育の取組み

（１）本市の取組状況

旧基本方針（2005(平成17)年3月策定）の以下の３つの柱に基づき取組みを実施。

1　環境保全・創造の意欲の増進
2　環境教育の推進
3　市、市民、民間団体等の協働

（２）環境教育の課題

・刻一刻と変化する環境問題に対応するための、継続的な学び
・総合的・統合的な観点からの環境教育や、他分野の教育との連携・統合
・各主体における環境教育を実施する上での課題に対しての適切な支援

第３章　環境教育の方向性

1　基本理念

・一人ひとりが、人間と環境の関わりを正しく理解するとともに、環境に対する人間の責任と役割を自覚し、環境問題を自らの課題として捉え、主体的に、生涯にわたり、環境保全活動に取り組む。

・家庭・学校等・社会（地域、事業者、NPO等）・行政がそれぞれの立場から、環境の保全・創造に向けて取り組むまちの実現を目指し、ESDを踏まえた環境教育を推進する。

2　推進にあたっての視点

（１）世代・分野を超えた協働取組
（２）体験活動を通じた主体的・対話的で深い学び
（３）持続可能な社会の実現に向けた人材育成
（４）ICT等の積極的な活用

第４章　各主体の役割及び市が実施する施策

1　各主体の役割と取組み

家庭、学校等、社会（地域、NPO等、事業者）、行政のすべての主体が、自らの役割を認識し、**連携を図りながら**環境教育の取組みを推進し、好循環をつくることが不可欠

(1)家庭
【役割】基本的な生活習慣や社会規範を身につける場
【取組み】自然と触れ合う、省エネを意識した生活、環境を意識した消費活動等

(3)社会（地域・NPO等・事業者）
【役割】それぞれの特性に応じた役割を認識し、取組を実施
【取組み】環境配慮の気運を高める(地域)、環境学習の機会等の提供(NPO等)、環境に配慮した事業活動(事業者)

(2)学校等
【役割】環境教育において最も重要な役割を担う
【取組み】発達段階に応じた、適切な環境教育の実施

(4)行政
【役割】機会提供及び各主体の取組み・活動の促進
【取組み】啓発、施設や地域資源を活かした環境学習の実施、協働取組の推進

2　市が実施する施策

(1)家庭に向けた施策
・**各種普及啓発**　エコライフカレンダー（環境家計簿）の配布
・**各種講座の実施**
・**市有施設等の見学**

(3)社会に向けた施策
・**体験の機会の場の整備・活用**　体験の機会の場の認定
・**活動の支援**　地域環境保全自主活動補助金
・**イベント等への協力及び出展**　エコメッセちば／環境フェスティバル

(2)学校等に向けた施策
・**活動の支援**　木育の推進／環境教育教材／環境学習モデル校
・**体験の機会の場の整備・活用**　太陽光発電設備等の教材活用
・**人材育成事業**　環境ジュニアマイスター認定制度／教職員への研修等／大学との連携
・**協働取組の推進**　姉妹都市等との連携

(4)全体に向けた施策

・その~~報告を基に~~内容をとりまとめ、千葉市環境審議会に報告するとともに、**「千葉市環境教育関連事業実施結果一覧」**として~~とりまとめ~~、ホームページ等で**公表**。

第５章　環境教育の推進体制と進捗管理

・環境教育の計画的、効果的な実施に役立てるため、庁内の関係部局を構成員とした**「千葉市環境教育等連絡会議」**を設置。

・**毎年度点検を行い、環境教育関連事業の実績報告及び実施計画**を把握。

・その内容をとりまとめ、千葉市環境審議会に報告するとともに、**「千葉市環境教育関連事業実施結果一覧」**として、ホームページ等で**公表**。

・評価手法については、国等における開発の動向を注視しつつ、毎年度の点検を基に、課題等を把握し、解決に向けた検討を進め、**必要に応じて見直しを図る。**